

(仮称)利根町自治基本条例 危機管理について(素案) 修正案

前回案	修正案
<p>(危機管理)</p> <p>第〇条 町は、町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、適切な施策を実施するとともに、危機管理体制を整備します。</p> <p>2 町は、災害等に備えるため、町民及び自主防災組織その他関係団体と連携、協力を図ります。</p> <p>3 町民は、平常時から防災意識の向上に努め、協働して災害等に備えるよう努めます。</p>	<p>(危機管理)</p> <p>第〇条 <u>町民は、平常時から防災意識の向上に努め、協働して災害等に備えるよう努めます。</u></p> <p>2 町は、災害等に備えるため、町民及び自主防災組織その他関係団体と連携、協力を図ります。</p> <p>3 <u>町は、町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、適切な施策を実施するとともに、危機管理体制を整備します。</u></p>